



令和8年1月30日
道路局国道・技術課

全国道路基盤地図等データベースの整備及び管理運営を行 う機関を公募します

～道路の維持管理の効率化・高度化を促進～

国土交通省道路局では地図データを活用した更なる道路の維持管理の効率化・高度化を促進するため、道路基盤地図情報及び道路台帳附図を一元的に管理・活用できる「全国道路基盤地図等データベース」を構築しています。今般、当該データベースを令和8年度から管理運営する機関を公募します。

公募期間 令和8年1月30日(金)～令和8年3月2日(月)

公募内容 全国道路基盤地図等データベース管理運営機関を公募

※公平性、公益性の観点から、社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人等の機関

業務内容 全国道路基盤地図等データベースの整備及び管理運営

その他 技術概要、公募要領等は別添1～2のとおり

＜問い合わせ先＞

道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室 課長補佐 小野寺、係長 大田

代表：03-5253-8111（内線 37852、37856）

直通：03-5253-8494

全国道路基盤地図等データベースについて

全国道路基盤地図等データベースの概要

- 全国の直轄国道等において膨大な道路基盤地図情報や道路台帳附図が蓄積。
- 大縮尺の道路基盤地図等を一元的に活用できる環境を構築：全国道路基盤地図等データベース（道路基盤地図情報：高速道路約10割、直轄国道約4割、道路台帳附図：直轄国道約10割）
- 全国道路基盤地図等データベースは令和6年5月に公開開始：webブラウザからの閲覧等が可能。加えてAPI（Application Programming Interface）を公開

全国道路基盤地図等データベース

令和6年5月 公開開始

道路基盤地図情報

道路工事完成時の道路の形をもとに道路構造を表現した2次元のGISデータ。

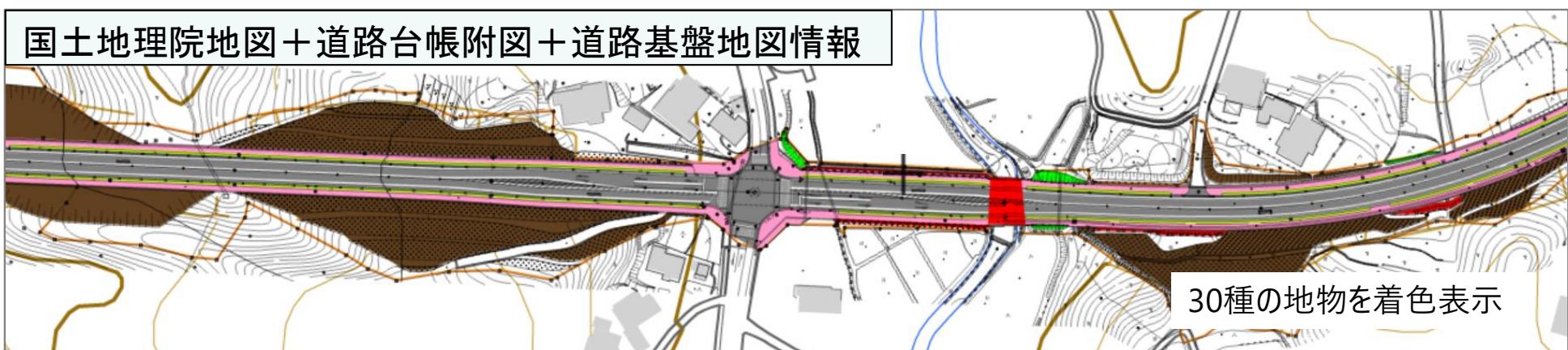


道路台帳附図

道路法第28条で調製・保管が定められた道路台帳の図面。



全国道路基盤地図等データベースの概要



全国道路基盤地図等データベースの画面

全国道路基盤地図等データベース

例：銚岳 / 金沢市木ノ新保町 / 35度0分0秒 135度0分0秒 / 35.00 135.00

距離標検索

ログアウト 公開リスト表示 初期表示 印刷 共有 グリッド表示 ツール ?

標準地図 淡色地図 白地図 English 写真

地図の種類

トップ

道路台帳附図（作図区間）
距離標
道路台帳附図
道路基盤地図情報（国道）
道路基盤地図情報（高速）
年代別の写真
標準

表示する道路基盤地図等を選択

△ 基準点・地磁気・地殻変動
△ 災害伝承・避難場所
△ その他

選択中の地図 リセット

① 道路基盤地図情報（国道）トンネル
② 道路基盤地図情報（国道）橋梁
③ 道路基盤地図情報（国道）シェルター
④ 道路基盤地図情報（国道）シェット
⑤ 道路基盤地図情報（国道）ボックスカルバート
⑥ 道路基盤地図情報（国道）擁壁

地名、緯度経度、路線番号、距離標から地図検索が可能

地理院地図のツール機能により、緯度経度情報付きの各種データを重ね合わせ表示することが可能

距離標(100m標)を表示

道路台帳附図（作図区間）
赤線をクリックすると区間や
図面の情報をポップアップ

事務所 長野国道
路線番号(起点) 0019
路線枝番(起点) 261
路線名称(起点) 国道19号_（長野南BP）
路線番号(終点)
路線枝番(終点)
路線名称(終点)
現旧区分 1
距離標(起点) 265.2
距離標(終点) 265.6
ファイル名 ¥837000長野国道事務所¥2
0231106¥0019261国道19
号（長野南BP）¥R19_長野
南BP_017_265.3kp-265.6
最終補正年度 202309
CAD PDF

ポップアップ上のリンクから
ファイルをダウンロード可能
※CADのダウンロードリンクは道路
管理者ログイン後に表示



全国道路基盤地図等データベースの整備及び管理運営について

課題

道路基盤地図等のデータを継続的に蓄積・変換し持続的に管理するとともに、公開・閲覧するデータベースの整備及び管理運営が可能な体制が必要。



対応方針

道路基盤地図等データベースの整備及び管理運営を行うための機関について公募・選定

＜道路基盤地図等データベースの整備及び管理運営業務（案）＞ ※令和10年度末までの3年間を予定

■整備の内容

- ・道路基盤地図等の蓄積、変換、登録、改版管理および配信等に必要なシステムを整備する。

➡ 費用は、国土交通省が負担

■管理運営の内容

- ・道路基盤地図等を継続的に整備し、利用者が閲覧・取得できるよう適切に管理運営する。

➡ 費用は、データベースにデータを登録する道路管理者からの登録料及びデータ利用者からの利用料で負担
(※閲覧は無料)



公平性・公益性の観点から、社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする
一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人等

データベースの整備及び管理運営機関の応募要件

＜事業期間＞

- 事業期間は令和11年3月31日までとする。

＜応募書類の提出者・配置予定管理技術者に必要とされる要件＞

- 公平性・公益性の観点から、社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人等であり、道路基盤地図等の整備及び管理運営に係る実施体制を組むことができること。
- 地図システムに関する業務実績（平成28年度以降）を1件以上有すること。
- 資格（技術士、RCCM、工学博士、土木学会認定技術者）と業務実績を有する技術者を配置できること。

＜道路基盤地図等データベースの整備・管理運営に関する要件＞

- 道路基盤地図等データベースの整備・管理運営に必要な諸費用の範囲で、データベースにデータを登録する道路管理者からの登録料及びデータの利用者からの利用料を設定することとし、利益を生じさせないこと。
- 登録料及び利用料は、国土交通省と協議のうえ決定すること。
- 道路基盤地図等データベースの整備・管理運営に関する収支状況について、他の経費と区分を行い、本事業のみの収支について収支報告書を作成し、国土交通省に提出すること。
- データベースのデータは、データ登録者（道路管理者）が合意した範囲で公開すること。
- データベースのデータは、管理運営機関が自ら利用する場合も含め、全ての利用者に対して、公平な利用条件とすること。
- 令和10年度末（令和11年3月31日）まで責任をもって管理運営を実施すること。

別添2

道路基盤地図等データベースを整備及び管理運営する
全国道路基盤地図等データベース管理運営機関に関する
公募

【応募要領】

令和8年1月

国土交通省道路局
国道・技術課

1. 概要

(1) 目的

国土交通省道路局では地図データを活用した更なる道路の維持管理の効率化・高度化を促進するため、道路基盤地図情報及び道路台帳附図（以下、「道路基盤地図等」という）を一元的に管理・活用できる全国道路基盤地図等データベース（以下、「データベース」という）を構築している。

今般、当該データベースを令和8年度から管理・運営する機関を公募するものである。

(2) 全国道路基盤地図等データベース管理運営機関の事業内容

全国道路基盤地図等データベース管理運営機関は、道路分野の維持管理の更なる効率化・高度化に向け、データベースを整備するとともに、継続的にデータベースを管理運営するため、以下の事業を実施する。

1) データベース改良設計

全国道路基盤地図等データベース管理運営機関は、データベースに必要とされる項目、有料・無料、公開・非公開等のデータ属性、道路管理者・一般利用者等のユーザ設定およびユーザ別の利用機能等を検討し、データベースを改良設計する。

2) 運営管理機能の改良設計

全国道路基盤地図等データベース管理運営機関は、1) の検討を踏まえ、運営管理に必要とされる機能を改良設計する。

3) A P I の改良設計

全国道路基盤地図等データベース管理運営機関は、1) 及び2) と関連して、当該データベースが、国や他機関等が開発・運営する他のシステムやアプリケーションとデータ連携するためのA P Iについて、改良設計を行う。

4) データベースシステム改良

全国道路基盤地図等データベース管理運営機関は、1) ~ 3) の検討を踏まえ、必要なデータベース（A P I を含む）システムの改良を行う。

5) データの変換・登録

全国道路基盤地図等データベース管理運営機関は、道路管理者が登録する道

路台帳附図のデータについて、位置情報等が正しく設定されていることを確認の上で配信に必要なデータ形式に変換し、作図区間や調製時期等の属性情報を整理する。変換した図面や整理した属性情報を、データベースに登録する。

6) 改版管理

全国道路基盤地図等データベース管理運営機関は、道路台帳附図のデータの更新履歴を整理の上、道路基盤地図等を蓄積し公開を行う。

また、道路基盤地図等のデータの配信を停止する必要がある場合において、これに該当するデータを特定する情報（区間情報、ファイル名等）を整理し、該当するデータに対しては、速やかに配信（閲覧・取得）停止の措置をとるほか、措置の結果を国土交通省に報告する。

7) データベースの管理運営

全国道路基盤地図等データベース管理運営機関は、持続的に道路基盤地図等を提供するために、データベースシステムを利用して、道路台帳附図の変換・登録、改版管理を行い、利用者が閲覧・取得できるよう適切に公開し管理運営を行う。

管理運営にあたり、データベースは整備済のWeb型システムを引き継ぐものとし、必要なセキュリティ及びデータバックアップ環境も引き続き確保するものとする。

(3) 事業期間

全国道路基盤地図等データベース管理運営機関としての事業期間は令和11年3月31日までとする。

2. 応募に関する要件等

(1) 応募書類の提出者に対する要件

以下の①～⑥の全てを満たす者

- ① 公平性・公益性の観点から、社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人等であり、道路基盤地図等の整備及び管理運営に係る実施体制を組むことができること。
- ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。

- ④ 別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」により誓約した者であること。
- ⑤ 地図システムに関する業務実績（平成28年度以降）を1件以上有すること。
- ⑥ 道路技術懇談会の構成員（関係団体）ではないこと。

（2）配置予定管理技術者に対する要件

①配置予定管理技術者の資格等

以下のいずれかの資格を有する者とする。外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（建設市場整備課）を受けている必要がある。

なお、応募書類の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも応募書類を提出することができるが、この場合、応募書類提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、申請者が応募に関する要件等の認定を受けるためには、審査結果の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

- ・技術士（総合技術監理部門）
- ・技術士（建設部門）
- ・RCCM（建設関連部門）
- ・工学博士（建設関連分野）
- ・土木学会認定資格（特別上級技術者又は上級技術者又は1級技術者）

②配置予定管理技術者に必要とされる業務の実績等

配置予定管理技術者は、地図システムに関する業務実績（平成28年度以降）を1件以上有すること。なお、管理技術者が事業実施にあたり著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を以下の〔1〕、〔2〕の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

- 〔1〕当該管理技術者と同等以上の業務等実績を有する者
- 〔2〕当該管理技術者と同等以上の技術者資格を有する者

（3）事業の実施に関する要件

- 〔1〕データベースの管理運営に必要な諸費用の範囲で、データベースにデータを登録する際に道路管理者から徴収する料金（以下、「登録料」という）及びデータの利用者から徴収する料金（以下、「利用料」という）を設定することとし、利益を生じさせないこと。
- 〔2〕データベースの登録料及び利用料は、国土交通省と協議のうえ決定すること。
- 〔3〕データベースの管理運営に関する収支状況については、他の経費と区分

し、本事業のみの収支について収支報告書を作成し、国土交通省に提出すること。

- 〔4〕データベースのデータは、データ登録者（道路管理者）が合意した範囲で公開すること。
- 〔5〕データベースのデータは、全国道路基盤地図等データベース管理運営機関が自ら利用する場合も含め、全ての利用者に対して、公平な利用条件とすること。
- 〔6〕令和10年度末（令和11年3月31日）まで責任をもって全国道路基盤地図等データベースの整備及び管理運営を行うこと。

3. 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室

（担当：小野寺、大田、宮本）

電話：03-5253-8494

電子メール：hqt-road-maintenance@gxb.mlit.go.jp

4. 応募要領の内容についての質問

- 1) 質問は文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メール（着信を確認すること）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。
 - ①質問の受付先：3. に同じ
 - ②質問の受付期間：令和8年1月30日（金）～令和8年2月20日（金）
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9:30から18:15まで
- 2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から10日間（休日を含まない）以内に担当窓口まで電子メールにより行うものとする。

5. 応募書類作成及び記載上の留意事項

（1）応募書類作成の基本事項

応募書類は、データベースの整備及び管理運営における具体的な取組体制等について申請を求めるものであり、成果の一部について提出を求めるものではない。本応募要領において記載された事項以外の内容を含む応募書類又はこの書面及び別添の書式に示された条件に適合しない応募書類については、申請を無効とする場合

があるので注意すること。

(2) 応募書類の交付期間及び方法

応募書類の様式の交付期間と方法は次の通りとする。

交付期間：令和8年1月30日（金）～令和8年3月2日（月）

交付期間：①「3. 担当部局」にて紙媒体をもって手交
：②「3. 担当部局」により電子データの送付

応募書類の手交又は電子データの送付を希望する場合は、予め「3. 担当部局」まで事前に連絡すること。

(3) 応募書類の作成方法

〔様式一1～7はA4判、様式一8はA3判〕とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(4) 応募書類の内容に関する留意事項

記載内容	記載にあたっての留意事項
応募書類の提出者の業務等の実績	<ul style="list-style-type: none">・ 地図システムに関する業務実績（平成28年度以降）を有すること。・ 記載様式は様式一2とする。
配置予定の技術者の資格等	<ul style="list-style-type: none">・ 配置予定の管理技術者について経歴等を記載する。・ 記載様式は様式一3とする。
配置予定の技術者の業務等の実績	<ul style="list-style-type: none">・ 配置予定の管理技術者が過去に従事した地図システムに関する業務実績（平成28年度以降）について記載する。・ 応募書類の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。・ 記載様式は様式一4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。
当該業務の実施体制（業務実施体制）	<ul style="list-style-type: none">・ 配置予定の管理技術者、担当技術者を記載する。・ 担当技術者は最大3名まで記載する。・ 応募書類の提出者以外の企業等に所属する者を担当技術者とする場合には企業名等を記載すること。・ 記載様式は様式一5とする。
当該業務の実施上の提案	<ul style="list-style-type: none">・ 道路基盤地図等をより活用してもらうためのシステムのあり方に 関する着眼点を提案する（A4判1枚程度）。・ 記載様式は様式一6とする。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 提出要請に対する意見、本事業を行う上での改善提案等があれば記載する。・ 記載様式は様式一7とし、A4判1枚以内に記載する。

管理運営機関に関する申請書	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式一8とする。 提出者は、遵守及び了承すべき事項等を定めた実施規約（様式一8に添付）に同意し、履行を確約するものとする。 実施規約に同意し、履行を確約した場合のみ、応募書類を提出するものとする。
---------------	---

（5）作成時に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

（6）応募書類の無効

書類について、応募要領及び実施規約に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

6. 実施規約の同意

- 応募書類の提出者は、遵守及び了承すべき事項等を定めた実施規約（様式一8に添付）に同意し、履行を確約するものとする。
- 実施規約に同意し、履行を確約した場合のみ、応募書類を提出するものとする。

7. 応募書類の提出方法、提出先、提出期限

- 提出方法：1部を持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メールによる（電子メールの場合には着信確認すること）。なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外の提出は無効とする。
 - PDFファイルに限る。
 - ファイルは1つに統合し、総量は極力3メガバイト以内とすること。
- 提出先：3. に同じ
- 提出期限：令和8年3月2日（月）

8. ヒアリング

- 提出された応募書類について不明な箇所がある場合、ヒアリングを実施することがある。書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- ヒアリングの日時、留意事項等は別途通知する。
- ヒアリングの説明に際しては、提出した応募書類のみを使用すること。提出した応募書類以外の資料を使用した場合、提出された応募書類は無効とする。ま

た、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

- 4) ヒアリングに出席しない場合は応募の意思がないものとみなし、原則として選定しない。ただし、病気、交通機関の事故等、真にやむをえない理由で出席できないと判断される場合はこの限りではないので、該当する場合にはその旨を理由とともに書面（書式自由、ただし、A4判とする）にて提出すること。

9. 道路基盤地図等データベース管理運営機関の選定

道路技術懇談会において、提出者から提出された資料をもとに、応募要件の適否等を審査し、全国道路基盤地図等データベース管理運営機関として選定する者を決定する。

10. 審査結果の通知・公表について

（1）審査結果の通知

応募書類の提出者に対して、選定または非選定の結果について文書で通知する。

（2）選定結果の公表

選定された者について、国土交通省道路局ホームページで公表する。

（3）選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- ①選定の通知を受けた者が、虚偽その他の不正な手段により選定されたことが判明したとき。
- ②選定の通知を受けた者から取り消しの申請があったとき。
- ③その他、選定通知の取り消しが必要と認められたとき。

11. 非選定理由に関する事項

- 1) 上記10.（1）の選定されなかった通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、全国道路基盤地図等データベース管理運営機関選定結果への異議申立書（様式は自由、ただし、A4判とする）を持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メール（着信を確認すること）により、非選定理由について説明を求めることができる。
- 2) 上記1)の回答は、書面により行う。
- 3) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通り。
 - ①受付場所：3. に同じ
 - ②受付日時：通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の9:30から18:15まで

1 2. 費用負担について

- 1) 応募資料の作成及び提出、ヒアリングに要する費用は提出者の負担とする。
- 2) データベースの管理運営に必要となる費用は、登録料及び利用料を充てることとする。データベースの整備に必要となる費用は、国土交通省が負担する。なお、詳細については、別途国土交通省と協議するものとする。

1 3. 関連情報を入手するための照会窓口

3. に同じ

1 4. その他留意事項

- 1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 提出期限までに担当部局に到達しなかった応募書類は、いかなる理由を持っても選定されない。
- 3) 応募書類を提出する際は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）を承諾のうえ、提出しなければならない。
- 4) 選定されなかった場合、提出された応募書類は当方で破棄する。また提出された応募書類は全国道路基盤地図等データベース管理運営機関の選定以外の目的では提出者に無断で使用しない。なお、選定された者の応募書類を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 5) 選定された者は、公募を実施した結果、本事業を行うに適する者として選定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- 6) 応募書類の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、応募書類に記載した予定技術者は原則として変更できない。ただし、病休、他部署等への異動、退職、死亡等のやむをえない理由がある場合には、同等以上の技術者であるとの国土交通省の了解を得ることを条件に変更することができる。
- 7) 全国道路基盤地図等データベース管理運営機関は、国土交通省情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。
- 8) 全国道路基盤地図等データベース管理運営機関は、国土交通省が合意した公開するデータ以外、本事業で知り得た情報について、国土交通省の同意なく第三者に提供してはならない。
- 9) 著作権について、データベースは、国土交通省に帰属するものとし、道路基盤地図等のデータは、データ登録者（道路管理者）に帰属するものとする。
- 10) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する+情報の公開に関する法

律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。特定しなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、応募書類の提出をもって誓約します。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に記載する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

以上